

調査の目的

中小受託事業者が不利益を受けていても、取引の性格から、中小受託事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい

公正取引委員会と中小企業庁が
定期的な調査を実施し情報収集

調査の対象

- 資本金基準 ■
資本金が1000万円を超える事業者が対象
- 従業員基準 ■
下請法改正により、**従業員数の基準**を満たす事業者も調査対象に含まれる
- 対象取引 ■
下請法改正により、従来の製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託に追加して、**特定運送委託が対象に**

令和8年度
委託事業者向け

取 適 法
定期調査

始まります

令和8年6月19日発送／回答期限：令和8年7月21日